



代々木公園マネジメントプラン

令和7年(2025)3月

東京都 建設局

目次

はじめに

はじめに

I 公園の概要	2
1 都市計画の概要	
2 開園の概要	
3 主な公園施設	
4 成り立ち・基本的な性格	
5 周辺の土地利用・自然環境	
6 利用概況及び特色	
7 整備計画等	
II 目指す姿及び重点取組、ゾーン別基本方針	6
1 目指す姿及び重点取組	
2 ゾーン別基本方針	
III 図面・写真	12
現況平面図	
周辺土地利用図(空中写真)	
周辺土地利用図(地図)	
占用基準を緩和する区域図	
園内の写真	
IV 資料編	15
公園の沿革	
利用状況等データ	
主な催し物	
主な活動団体	
関連する行政計画等	

公園別マネジメントプランは、都立公園全体の整備・管理運営の指針として、東京が目指す公園づくりの方向性を示すパークマネジメントマスタープランに基づき、公園ごとの性格・役割を踏まえて各都立公園の10年程度の目標や維持管理・運営管理等の取組方針を定めたものです。

改定にあたっては、今後新たな10年間を見据えた公園づくりを目指して、「公園別マネジメントプラン（共通編）」（以下、「共通編」という。）と「公園別マネジメントプラン（個別公園編）」（以下、「個別公園編」という。）の2編構成として取りまとめています。

共通編は、全ての都立公園の質を向上させるために取り組む基本事項を明らかにし、維持管理・運営管理・公園整備の3つの視点から実施すべき取組内容を示すとともに、全ての視点に共通する4つの事項（戦略的広報、協働、リサーチとマーケティング、デジタルトランスフォーメーション）における取組内容を定めています。

個別公園編は、それぞれの公園の特性を生かした多様な公園を創出するため、公園ごとに目指す姿や重点的な取組などを定めています。

共通編と個別公園編を踏まえたマネジメントを推進することにより、都立公園全体の機能や価値を向上させていきます。

共通編は別冊となっておりますので、本冊と合わせてご参照ください。

マスタープランが示す目標の実現に向け、施策を効果的に推進していくため、取組の進捗状況の確認と検証を行いながら、適切な進行管理を行っていきます。また、取組の進捗や社会状況の変化に応じて、取組を弾力的に進めていくことが必要であり、取組の内容や目標を発展的に見直していきます。

I 公園の概要

1 都市計画の概要

名 称	東京都市計画公園第5・7・24号代々木公園
位 置	渋谷区代々木一・四・五丁目、代々木神園町、富ヶ谷一丁目及び神南一・二丁目各地内
面 積	65.80ha
種 別	総合公園
決定告示	(当初) 昭和32年12月21日 建設省告示第1689号 (最終) 昭和51年7月13日 東京都告示第686号

2 開園の概要

名 称	都立代々木公園（よよぎこうえん）
開 園 日	昭和42年10月20日
開園面積	544,711.27㎡（令和7年2月1日現在）
公園種別	総合公園
所 在 地	渋谷区代々木神園町、神南二丁目
アクセス	JR山手線「原宿」東京メトロ千代田線「代々木公園」、東京メトロ千代田線・副都心線「明治神宮前（原宿）」、小田急線「代々木八幡」

3 主な公園施設

管理事務所、駐車場、中央広場、パノラマ広場、丘の広場、雑木林、バードサンクチュアリ、バラの園、桜の園、梅の園、水景施設、展望デッキ、ドッグラン、サイクリングセンター、サイクリングコース、幼児用サイクリング広場、日本航空発始之碑、イベント広場、野外ステージ、球技場、陸上競技場、バスケットコート

園内マップ



4 成り立ち・基本的な性格

代々木公園の敷地は、古来、「代々木の原」と呼ばれてきた広大な平地で、歴史の流れのなかで、陸軍代々木練兵場、戦後はワシントンハイツとして米軍の宿舎、東京オリンピック選手村と、その時代の象徴的な役割を果たしてきた。渋谷区のほぼ中央に位置し、隣接する明治神宮の森と一帯の緑となって都内でも有数の緑の豊富な地域となっている。JR山手線「原宿駅」、東京メトロ千代田線「代々木公園駅」、小田急線「代々木八幡駅」の3線が利用可能である等、立地の良さは群を抜いている。

なお、東京都地域防災計画及び渋谷区地域防災計画により防災上の重要な位置付けを持っている。

また、平成30年には、東京都景観条例で「特に景観上重要な都選定歴史的建造物等」に指定された。

5 周辺の土地利用・自然環境

(1)周辺の土地利用

- ・南側に国立競技場の第一、第二体育館、テニスコート、レストラン等、南側はNHKホール、NHK放送センターがある。北側は、明治神宮に接している。
- ・代々木公園、オリンピック青少年センター、NHK放送センター、代々木体育館一帯は第2種風致地区に、明治神宮は第一種風致地区及び特別緑地保全地区に指定されている。
- ・JR原宿駅及び東京メトロ千代田線明治神宮前駅から徒歩1分、渋谷駅から徒歩15分にある。また、東京メトロ千代田線代々木公園駅及び小田急線代々木八幡駅からいずれも徒歩1～2分の位置にある。
- ・井の頭通りが、公園を南北に分断している。また、西側に山手通り、東側には明治通りがある。
- ・B地区園路の一部に渋谷区地下駐車場の出入口がある。

(2)自然環境

- ・代々木公園は淀橋台地のほぼ中央の代々木台地に位置する。都市計画道路補助53号に面する西側の斜面及び明治神宮との境に残る谷戸地形の部分を除くと標高33～36mのほぼ平坦地である。
- ・A地区の北側と南西の一部が標高36mと園内で最も高く、全般的に北側から南側へ緩やかに傾斜している。西側の斜面地部分においては、都市計画道路と公園の上位面との高低差は10～15m程度ある。
- ・B地区園路部の標高は約33mで平坦地であるが、渋谷ゲート方面に緩やかに下降している。
- ・代々木公園は全般的に常緑樹が多く、高木は大半が高密度な群として植えられており、緑の量はかなり充実している。

6 利用概況及び特色

年間利用者数は、2,000万人になる。（令和5年度）

休日は家族連れなどが非常に多く、平日は一年を通して幼稚園児の遠足や園外保育の姿が見られ、周辺の学校の生徒たちがマラソンなどを行っている。

A地区(公園北側地区)

休日は家族連れなどが非常に多く、中央広場や樹林地周りの草地で寝そべる姿やフリスビー、バドミントンなど軽い運動をしている人々が多く見られる。比較的若者たちで賑わっているが、バラやコスモスなどの開花期、紅葉シーズンなどはカメラを持った中高年層の姿も多い。また、園内全域で様々なサークルグループがそれぞれの活動をしている。

平日は一年を通して中央広場やパノラマ広場で幼稚園児の遠足や園外保育の姿が見られ、また、周辺の学校の生徒たちが周回園路でマラソンやストレッチなどを行っている。

①中央広場

本公園の約1/3を占める広場。まわりのビルなどにじゃまされず、都心で数少ない「緑で縁取られた大きな空」を見ることが出来る場所である。

②樹林

イチョウの黄葉、武蔵野の風景・雑木林、珍しいサルスベリの群落、大木のスズカケノキの森、枝を空いっぱい広げるケヤキ群、ムクロジやサイカチの大木、春に一際美しさを見せるサクラの園、冬も緑のクスノキ、シイノキの森などがある。

③見本園

1964年東京オリンピックに参加した国のうち、22カ国が自国の代表的な種を持ち寄った。オウシュウトウヒ、ヒマラヤゴヨウ、オウシュウシラカバ、オウシュウカラマツなど、13種51本が現在でも残っている。

④バードサンクチュアリ

野鳥の好む実のなる木を植え、保護柵で囲ってある。サンクチュアリ内に立ち入ることはできないが、観察コーナーが設けられている。生物多様性の普及啓発が期待されている。

⑤日本航空発始之碑・その他の記念碑

ここで、明治43年に日本で初めて飛行機が飛んだことを記念したもの。オリンピック記念碑、オリンピック記念宿舎、昭憲皇太后大葬記念碑、十四烈士自刃の碑、ケツアルコアトル（彫刻）、しあわせの像、国土緑化の碑などがある。

⑥展望デッキ

森林公園地区（A地区）と広場地区（B地区）を結ぶ展望台兼用の陸橋。長さ145m、幅6m、高さ6m。展望台の部分は少し広くなっており、ここから森林公園を眺めることができる。

B地区（公園南側地区）

競技場（織田フィールド）は陸上の大会や練習、企業の運動会などの利用が多いが、団体利用のない日は一般開放している。サッカー場は利用率の高い施設となっている。

イベント広場、野外ステージは主に週末にイベント等で利用されており、規模の大きなイベントの際には多くの人で賑わいを見せる。

神南一丁目地区

公募設置管理制度（Park-PFI）を活用して整備を行い、芝生広場、スケートボード広場のほか、民間事業者が運営するカフェ、レストラン等の施設を設置している。

7 整備計画等

（1）東京都市計画代々木公園について（昭和41年）

A地区は、神宮内苑の樹林に連担する最も森林公園的雰囲気濃い区域とし、大芝生広場を中心に中小園地の散在する、地形の起伏に富んだ園地計画とする。

B地区は、渋谷口アプローチのコンコース的舗装広場と、A地区の樹林に連担する休養、修景地域に旧織田フィールド用地を利用した運動広場を加えた区域とする。

（2）都立代々木公園の整備計画（令和元年）※神南一丁目地区

計画地（都市計画代々木公園の南東端）は、代々木公園A地区・B地区の風景である森林公園の緑の連続性を感じられる景観と、まちに開かれた新たな顔を作りながら渋谷と原宿の賑わいを結びつけることを目指し、計画テーマを「緑の風景の中で人々が交流し、賑わいの拠点となる公園」とすることを目指している。

計画テーマを具現化するための計画コンセプトを以下の3つとする。

- ①緑を意識する公園：代々木の森の一部となり、周辺の緑地や自然環境に配慮するとともに、道路や鉄道からの景観に配慮した緑地を創出する。
- ②人が集う公園：時代のニーズに応える魅力的でまちに開かれた場を供することで、多様な人々が集い、様々な価値観を共有できる交流空間とする。
- ③賑わいを創出する公園：緑をベースにした質の高い賑わい空間を提供することで、渋谷・原宿の賑わいを結ぶ拠点を創出する。

(3)新規整備の取組方針

本公園の計画区域のうち、未供用区域の事業化については、「都市計画公園・緑地の整備方針」（令和2年7月、東京都・特別区・市町）に設定した「優先整備区域」について行うものとし、令和11年度までに事業化を図っていく。

なお、事業化の対象区域は、概ね次のとおりであるが、今後改定されることもある。また、整備にあたっては、本公園の役割等を踏まえ、基本計画等に基づいて行っていく。

1) 優先整備区域「事業促進区域」：4,300 m²

渋谷区神南一丁目

2) 優先整備区域「新規事業化区域」：7,400 m²

渋谷区神南一丁目

注)：「事業促進区域」：既に事業認可を取得済の区域（用地未取得地含む）「新規事業化区域」：新たに事業認可を取得する区域（既に認可取得済の区域あり）

Ⅱ 目指す姿及び重点取組、ゾーン別基本方針

1. 目指す姿及び重点取組

目指す姿

公園の特性を生かし、魅力を高めるほか、生物多様性の保全、災害時の防災機能の強化等の取組を進め、都市の防災力を支え、豊かな自然を感じられる、神宮内苑の樹林に連なる魅力あふれる森林公園としていく

この目標を達成するため、本公園では次のことに重点的に取組んで行く。

なお、各取組の具体的内容等については、事業計画等の作成時にそれぞれ設定し、マネジメントサイクルのなかで見直しを行っていく。また、各項目及び施策名はパークマネジメントマスタープランと連動している。

重点取組

(1) 生物多様性の保全と回復

【施策1 緑と環境をまもる】

- 多様な生物の生息空間やエコロジカルネットワークの拠点として、樹林や水辺等について生物の生息環境の整備を行い、モニタリング等を継続しながら順応的な管理を実施します。公園の特色に応じた希少生物種の保全や特定外来生物対策、生物情報の蓄積などに取り組みます。

(2) 公園施設の整備・維持管理水準の底上げ

【施策2 安らぎをまもる】

- 長寿命化計画に基づき老朽化した施設やインフラ設備の更新などを進めるとともに、多様な利活用ニーズに応える公園施設への改修を行います。

(3) 地震防災機能の強化

【施策3 命と暮らしをまもる】

- 避難場所や大規模救出救助活動拠点として非常用発電設備や防災照明の整備を計画的に行います。

(4) 災害時対応の円滑化と訓練の充実

【施策3 命と暮らしをまもる】

- 地元自治体や関係機関と連携した地域住民も参加する防災訓練や、防災フェアなどのイベントを充実させます。また、大規模救出救助活動拠点として、発災時の迅速な初動対応体制を強化するため、活動拠点の運営を行う現地機動班とともに定期的な訓練を実施します。

(5) 公園の拡張整備の推進

【施策5 公園をふやす】

- 「都市計画公園・緑地の整備方針」に基づき、新規公園の整備・開園や既設公園の拡張整備を進め、東京の緑の骨格に厚みとつながりを持たせるとともに、水と緑のネットワークの充実を図ります。

(6) 計画的・効果的な事業化

【施策5 公園をふやす】

- 都市計画公園・緑地について、防災や環境、レクリエーション等の観点から重要な箇所等を優先して事業化を進め、整備効果を早期に発現させます。

(7) 特色あるイベント等の充実

【施策6 にぎわいをふやす】

- 公園の魅力に光を当てる、特色あるイベントを充実し、賑わいを創出します。
- 地域全体の魅力向上や活性化を視野に、自治体や近隣の文化施設、地元企業等多様な主体と連携した取組を進めます。

(8) 多様な過ごし方ができる空間づくり

【施策7 笑顔をふやす】

- ゆったりと静かに過ごす、にぎわいを楽しむなど、利用目的に応じて、訪れた人が快適に過ごせる場を提供します。
- 長く滞在したくなる居心地の良い空間を創出し、緑に囲まれて過ごせるポイントづくりを進めます。

(9) 健康増進に向けた環境の整備

【施策7 笑顔をふやす】

- 既存の運動施設の計画的な改修など、気軽に運動に親しめる環境づくりを進めます。

(10) 人と動物との快適な利用の推進

【施策7 笑顔をふやす】

- 引き綱などでつなぐこと等、ペット連れ来園者への利用マナーの周知を図ります。

(11) 公園の魅力を高めTOKYOの顔に

【施策9 施設や空間をかえる】

- 公園の特性を活かしつつ、印象的な花の景観を創出し、エントランスや園路広場等のエリアをリニューアルすることで、個々の公園が持つ特性を活かしつつ、誰もが使いやすく楽しめるようリニューアルを行う「都立公園リフレッシュプロジェクト」を展開します。

(12) 多様なニーズに対応するサービス施設の充実

【施策9 施設や空間をかえる】

- 多様な利用者ニーズに対応するため、立地条件等を踏まえ、地域や民間と連携し、カフェ・売店等のサービス施設の設置等を進めるとともに、飲食に加え、軽量チェア等の貸出など、サービスの充実を図ります。
- 既存売店・飲食店について見直しを行い、利用者ニーズ調査等も踏まえ、民間の運営ノウハウを活用して利用したくなる魅力的なサービス施設にリニューアルします。
- 民間連携により整備を行った施設について、幅広い利用者が快適に楽しめる運営を行います。

(13) 夜間における公園利用の促進

【施策10 楽しみ方を変える】

- 公園の花や緑、水等に光や映像、音楽等を組み合わせて演出したイベントを新たに実施し、印象的な空間の体験など、昼間とは異なる新たな楽しみ方を提供し、夜間利用を促進します。
- 安全・安心な利用の確保や周辺環境への配慮等とともに、夜間景観の向上が図られるよう演出的効果にも配慮した照明設備の整備等を進めます。

(14) 新たな価値の創出と体験

【施策10 楽しみ方を変える】

- 公園の緑豊かな空間を活かし、身近にアートに触れられるイベント等を効果的に実施し、公園の新たな価値を発信します

(15) 都民と進める公園づくり

【施策11 仕組みをかえる】

- 緑に対する理解を深め、親しみが持てるよう、都民等が参加するガーデンコンテストや植樹イベント等を実施します。

(16) 都立公園ブランドの確立

【施策11 支える仕組みをかえる】

- 施設設計や植栽管理等に有識者が継続的に関与するなど、公園の将来の姿を見据えた一貫性のある整備運営の仕組みをつくり、高質な空間を形成・維持します。
- 代々木公園の「森林公園」としての自然と歴史を尊重した新たなイベント開催ルールを設け、水と森を介した空間に来園者が集い、「森林公園」の既存資源を活かした多様なイベントにより、公園の利用促進や魅力向上を図ります。

2. ゾーン別基本方針



■ゾーン別基本方針

管理運営や改修整備等を重点的・効率的に実施していくために、園内の各ゾーンについて現況等も踏まえ機能・目的・自然的環境等により類型化し、ゾーン毎の基本方針を定める。

なお、ゾーン別基本方針は、原則として開園区域を対象に定めるものとし、新規開園区域があった場合は整備内容等を踏まえ、必要に応じ追記等を行う。

記号	区分	基本方針
A	多目的広場ゾーン	- 中央広場のあるゾーン A地区の中央部で都心にあると感じさせない、周辺を緑に囲まれた広大な広場として、多様なレクリエーション利用に対応していく。 芝生地を良好な状態に保ち、豊かな樹林地と広い原っぱを最大限に体感できるように、園地の維持管理を行う。 公園の花や緑、水等に光や映像、音楽等を組み合わせ演出したイベントを新たに実施し、印象的な空間の体験など、昼間とは異なる新たな楽しみ方を提供し、夜間利用を促進する。 「森林公園」としての自然と歴史を尊重した新たなイベント開催ルールを設け、水と森を介した空間に来園者が集い、「森林公園」の既存資源を活かした多様なイベントにより、公園の利用促進や魅力向上を図る。 - 丘の広場のあるゾーン 周辺を緑に囲まれた公園内では標高の高い位置にある広場として、休息や散策等の利用に対応していく。 - ドッグランのあるゾーン 中央広場の北側に位置している。ドッグラン利用者の利用登録を含め施設の適切な利用を図る。

記号	区分	基本方針
A	多目的広場ゾーン	神南一丁目地区 緑の中で誰もが心地よく過ごせる空間とするとともに、様々なニーズに対応し、多様な人々が集い、交流する賑わいの場としていく。
C	イベント広場ゾーン	イベント広場と野外ステージのあるゾーン 野外ステージを中心として、年間を通して開催される多様なイベント利用に対応していく。 露天商や夜間の騒音などへも対応していく。 利用者の様々なレクリエーション利用に対応していくとともに、多様なイベント等を受け入れる広場（占用基準を緩和する区域）として対応していく。
E	休息・散策ゾーン	- 原宿門広場 公園のメインエントランスである原宿門エリアにおいて、四季をとおして花を楽しめるナチュラルガーデンなど、入り口としての魅力を向上させていく。 - 樹林、桜の園、梅の園のあるゾーン 樹林地には、サルスベリの群落、大木のスズカケノキの森、枝を空いっぱい広げるケヤキ群、ムクロジやサイカチの大木などが、また、桜の園や梅の園などもあり、四季折々変化に富んだ姿を見せる樹林地の中で、休息や散策等の利用に対応していく。 明治神宮の樹林との連続性や景観的な調和に留意した樹林地管理を行う。 剪定などにより明るい樹林としていく。 - オリンピック記念宿舎や見本園のあるゾーン オリンピック記念宿舎を中心としたエリア一帯をリニューアルし、多くの人がくつろぎ、集う空間としていく。

記号	区分	基本方針
E	休息・散策ゾーン	・ A地区とB地区をつなぐ橋のあるゾーン 井の頭通りに架かる2本の橋（A地区渋谷門からB地区イベント広場へ架かる展望デッキのある橋、A地区南門からB地区舗装広場前へ架かる橋）については、安全で快適に利用できるよう、また、公道上に跨る橋として管理していく。・サイクリングコースのあるゾーン。 サイクリング利用者はもとより、一般利用者との競合がないよう、安全確保に対応していく。
G	スポーツゾーン	・ 陸上競技場のあるゾーン 通称、織田フィールドと呼ばれ、3種公認の競技場として維持管理していく。 なお、陸上競技場については、東京都地域防災計画で大規模救出・救助活動拠点候補地及び災害時臨時離着陸場候補地に指定されていることから、公園利用者への周知を図るとともに、災害時使用に支障がでないよう、防災訓練等を通じて現状を把握し、機能確保を図る。 ・ 球技場（サッカー・ラグビー・ホッケー場）のあるゾーン 有料施設として、安全で快適な利用に対応していく。なお、サッカー・ホッケー場については、東京都地域防災計画で大規模救出救助活動拠点候補地に指定されていることから、公園利用者への周知を図るとともに、災害時使用に支障がでないよう、防災訓練等を通じて現状を把握し、機能確保を図る。

記号	区分	基本方針
G	スポーツゾーン	・ ストリートバスケット施設のあるゾーン 陸上競技場とサッカー・ホッケー場の間の舗装広場に設置した施設であり、安全で快適な利用に対応していくとともに、多くの利用者が訪れるイベント時などには、特に安全の確保に努める。
J	修景ゾーン	・ 水景施設のあるゾーン 躍動する水と華やかな光の演出が楽しめる魅力あふれる水景空間を維持、活用する。 ・ バラの園と花の小径のあるゾーン 園内に彩りを添えるバラなどの花木について見どころとなるよう適切な管理を行っていく。
K	環境共生・保全ゾーン	・ バードサンクチュアリのあるゾーン 野鳥の好む実のなる木を植え、湿地など自然の環境を再現した空間で、園内から野鳥の観察ができる。現在の樹林地、湿地等の自然環境と生物の多様性を維持、保全していくとともに、自然観察などの利用に対応していく。
M	駐車場ゾーン	・ 駐車場のゾーン 案内機能の充実により、車両による来園者を円滑に誘導するほか、歩行者の安全確保に努める。
N	管理ヤードゾーン	・ 管理事務所のあるゾーン 利用者へのサービス提供の拠点として対応していく。
O	外縁部ゾーン	・ 民有地や公道などに接する公園外縁部 本公園の外縁部で、幹線道路に面する所では、公園と歩道とが一体となり、良好な沿道景観の形成を図る。また、民有地等と直接境界を接する所では景観面のほか、落ち葉や落枝、越流水などへ対応していく。

Ⅲ 図面・写真

【現況平面図】

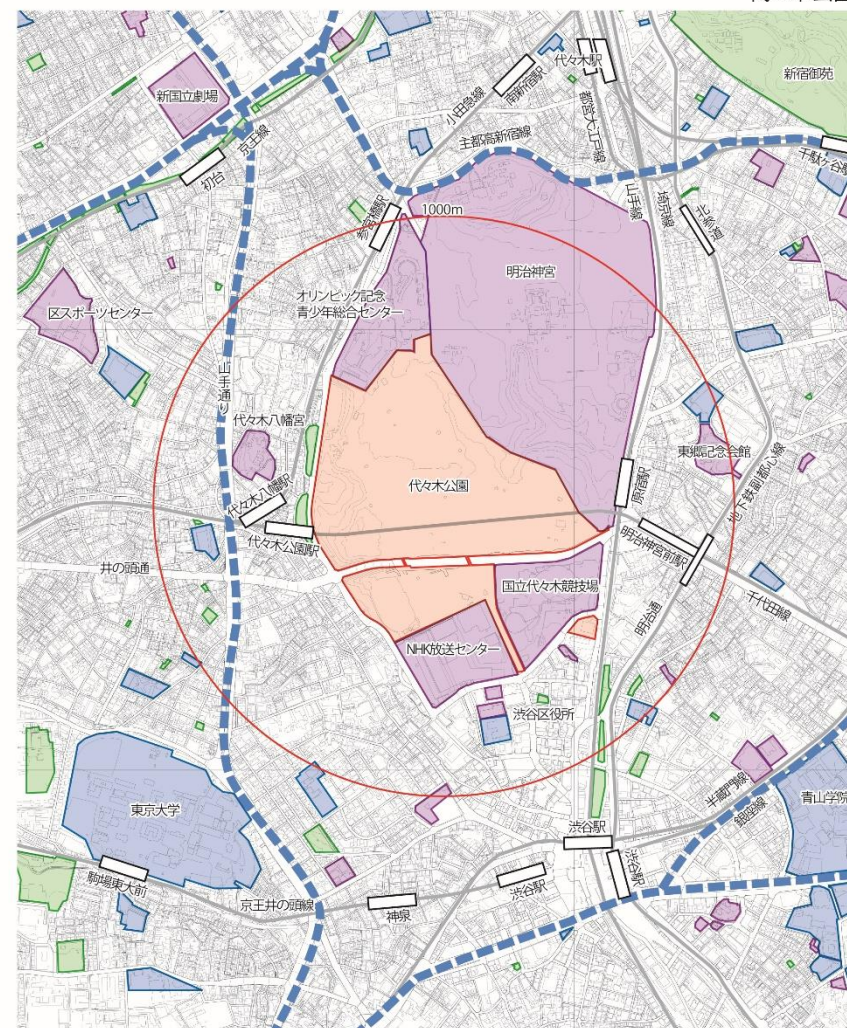


周辺土地利用図(空中写真)



— : 開園区域
— : 都市計画決定区域

周辺土地利用図(地図)



この地図は、国土地理院長の承認(平29国関公第444号)を得て作成した東京都地形図(S=1:2,500)を使用(6都市基交第884号)して作成したものである。無断複製を禁ずる。

:公園緑地
 :学校
 :特徴的な建物(神社仏閣など)
 :開園区域
 :高速道路
 :鉄道

IV 資料編

■公園の沿革

昭和 20 年 10 月	駐日米軍の住宅施設敷地として接収される。
昭和 21 年 4 月	東京復興山手環状緑地として計画決定される。(戦復 14)
昭和 25 年 3 月	東京特別都市計画代々木公園(大公園)として計画決定(建設省告示第 104 号)
昭和 32 年 12 月	建設省告示第 1689 号により、都市計画決定
昭和 35 年 8 月	建設省告示第 32 号により、都市計画変更(高速道部分を廃止)
昭和 36 年 12 月	建設省告示第 2888 号により、都市計画変更(放射第 23 号、補助第 53 号部分を廃止)
昭和 38 年 3 月	建設省告示第 837 号により、都市計画変更 (NHK 及び区役所の区域を廃止)
昭和 39 年 8 月	東京都立代々木公園計画設計懸賞募集要領を発表する。
9-10 月	東京オリンピック選手村
昭和 42 年 10 月	B 地区の一部 7.9ha を開園 公園有料施設として、代々木公園陸上競技場及びサッカー・ホッケー場を設置
昭和 45 年 5 月	35.3ha を追加開園
昭和 46 年 4 月	11.9ha を追加開園
昭和 51 年 7 月	東京都告示第 686 号により、都市計画変更(「代々木緑地保全地区」に指定換え)

■公園の沿革

昭和 52 年 4 月	「機能において一体性のない都立公園等の一部の取扱について」(S51.8.25.51 建公公第 204 号知事決定)により C 地区 1.0ha を地元渋谷区に移管する。
昭和 60 年 5 月	B 地区に野外ステージ建設
昭和 61 年 12 月	434 m ² を追加開園
平成 3 年 5 月	A 地区に噴水、池の水を利用した水景施設設置
平成 12 年度	噴水池、水上デッキ改修
平成 13~14 年度	「花の小径」整備
平成 15 年度	渋谷門橋耐震補強工事
平成 19 年 4 月	ドッグラン開設
平成 24 年 11 月	米国より日米友好の象徴としてハナミズキ 100 本寄贈
平成 30 年 3 月	東京都景観条例で「特に景観上重要な都選定歴史的建造物等」に定められる。
令和元年 5 月	東京都公園審議会「都立代々木公園の整備計画について」答申
令和 4 年 4 月	0.4ha を追加開園
令和 7 年 2 月	神南一丁目地区の一部を供用開始

■ マネジメントプラン策定履歴

平成 16 年 8 月 パークマネジメントマスタープラン策定
 平成 18 年 12 月 代々木公園マネジメントプラン策定
 平成 22 年 3 月 代々木公園マネジメントプラン改定
 平成 27 年 3 月 パークマネジメントマスタープラン改定
 平成 27 年 5 月 代々木公園マネジメントプラン改定
 令和 4 年 9 月 代々木公園マネジメントプラン改定
 令和 6 年 3 月 パークマネジメントマスタープラン改定
 令和 7 年 3 月 代々木公園マネジメントプラン改定

■ 利用状況等データ

1) 年間利用者数の推移

	5 年度	4 年度	3 年度	2 年度	元年度
年間総計 (人)	5,943,284	4,164,013	2,368,774	6,543,233	16,875,355

2) 月別利用者数の推移

5 年度	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月
年間総数 (人) 5,943,284	995,617	937,759	388,491	253,895	248,846	393,005
	1 0 月	1 1 月	1 2 月	1 月	2 月	3 月
	556,789	569,037	287,861	245,299	357,681	709,004

3) 有料施設の利用状況

(件)

施設名	5 年度	4 年度	3 年度	2 年度	元年度
野外ステージ	114	—	73	9	109
陸上競技場	221	—	0	243	304

■主な催し物(令和5年度実施分)

種別	No.	事業名	実施期間	参加人数(人)
イベント	1	季節飾り	通年	—
	2	バラフェスタ	5月21日、10月28日	約750
	3	技能見学会	6月23日、12月2日	延べ45
	4	エクササイズイベント	7月30日	約50
都民 協働	1	公園から地域振興に繋がる連携事業	9月2日、2月17日	延べ1,350
	2	キッズ防災	10月28日、12月3日	延べ350
	3	子どもあそびイベント	4月～11月、1月～2月	1,059
	4	自然観察会	4月～3月	延べ306
	5	パークミーティング	9月27日、3月18日	12
	6	公園クリーンアップ活動	4月～3月	延べ952
自主事業	1	防災ライフ・フェスタ	3月9日	2,500
	2	飼い主のマナーアップ	3月	—
	3	東京2020大会記念イベント	9月9日、10月21日	650
	4	スポーツブランドの向上	6月4日、6月24日、8月19日、8月20日、9月24日、11月18日、11月19日、11月11日	延べ3,548
	5	ジャズフェスティバル	11月19日	約350
	6	自然とのふれあいイベント	5月21日、6月18日、8月5,6日、9月3日、10月28日、11月19日、12月3日、12月3日、3月17日	延べ361
	7	年末イルミネーション	12月1日～12月25日	—

■主な活動団体(令和 5 年度調査)

団体名	活動内容	人数(人)
武蔵野バラ会	フラワーランドバラ花壇の管理	168
代々木公園ボランティア	フラワーランドバラ花壇の管理、 樹木観察会など	73
NPO 法人 日本コミュニティガーデニング協会	花壇管理およびハーブ講座	40
代々木公園ドッグランサポーターズクラブ	ドッグランの管理運営等	7
代々木公園ガーデニングクラブ	花壇管理	11
特定非営利活動法人森のライフスタイル研究所	花壇管理、清掃活動	10



武蔵野バラ会 活動の様子

■関連する行政計画等

- ・「未来の東京」戦略（令和 3 年 3 月）
- ・新たな都立公園の整備と管理のあり方について（答申）（令和 4 年 11 月）
- ・都市づくりのグランドデザイン（平成 29 年 9 月）
- ・東京都景観計画（平成 30 年 8 月）
- ・東京都福祉のまちづくり推進計画（令和 6 年 3 月）
- ・緑確保の総合的な方針（改定）（令和 2 年 7 月）
- ・都市計画公園・緑地の整備方針（令和 2 年 7 月）
- ・東京都地域防災計画 震災編（令和 5 年修正）
- ・渋谷区地域防災計画（令和 5 年修正）